

富山家庭裁判所委員会（第22回）議事概要

1 開催日時

平成25年12月6日（金）午後2時から午後4時まで

2 開催場所

富山家庭裁判所大会議室

3 出席者

【委員】（五十音順，敬称略）

井上一朗，大塚浩，小竹清正，櫛橋直幸，小泉博，中島眞由美，水谷正俊

【説明者】

吉村首席家裁調査官，大淵次席家裁調査官，林首席書記官，寺井訟廷管理官

【事務担当者】

長谷川事務局長，谷口総務課長，藤口総務課課長補佐，茂住庶務係長

4 進行次第

(1) 委員長の挨拶

(2) 新委員の紹介

(3) 議事「成年後見事件の現状と課題について」

ア DVDの視聴

DVD「成年後見～利用のしかたと後見人の仕事～」（最高裁判所作成）

イ 説明

(ア) 富山家庭裁判所における成年後見事件の現状について（寺井訟廷管理官）

(イ) 成年後見事件における家庭裁判所調査官の関与について（大淵次席家裁調査官）

ウ 意見交換

別紙のとおり

5 次回のテーマ

未定

6 次回の開催期日

平成26年6月27日（金）午後2時

(別紙)

意見交換

(○委員, ●裁判所)

- 超高齢化社会が進む日本では、今後も成年後見制度の利用者は増加することが予想され、家庭裁判所の役割はますます高まると考えられる。裁判所は、制度の利用を検討している方に対して、広く制度周知を行うべきではないか。
- 当庁では、最高裁作成のリーフレットを市町村、法務局、弁護士会、成年後見センター・リーガルサポート、税理士会、社会福祉協議会、法テラス等に送付するなどし、関係各機関に備え置いている。また、裁判所のウェブサイトにおいても、成年後見制度に関する情報を掲載して、制度の周知を行っている。今後も成年後見制度の利用者は増えることが見込まれるので、広く制度を浸透させていく必要があると考えている。
- 平成12年に成年後見制度が施行された当初は、制度がよく分からないということもあって、ケアマネジャーの研修に家庭裁判所の職員に講師に来てもらい、制度説明を受けた。また最近では、地域包括支援センターで行う研修会に講師を派遣していただいている。説明を受けた者からは、本を読むよりも大変分かりやすかった、裁判所を身近に感じたという意見が多くあった。そして、その研修を受けた者が地域に出て、住民を対象に成年後見制度等の広報活動を行っている。裁判所だけで広報活動を行うのは限界があるので、各関係機関が連携を取り合いながら行うことが重要ではないか。さらに今後は、認知症の方だけでなく、障害者の権利擁護についても積極的に取り組むことが必要であり、知的障害者、精神障害者及びその家族に対する制度説明や相談窓口などの広報活動が課題となると考える。
- 裁判所は、成年後見制度を利用しやすいものにするため、申立時における運用上の工夫が必要ではないか。
- 当庁では、制度を利用しようとする方が適正に申立てを行えるように、「後

見申立セット」を窓口に備え付け、希望する方に交付している。この後見申立セットによって、必要書類を漏れなく準備できるとともに、記載例を参考に申立書を適正に作成することができるようにしている。

- 制度施行当初からみると、申立書類の簡略化や申立てから審判までの審理期間の短縮等、随分改善がなされ、制度が活用しやすくなったと感じている。一方で今後、認知症高齢者の増加に伴って、成年後見事件の申立ても増加することが見込まれることから、適切な後見人の確保を社会全体として考えることが重要ではないか。
- 親族間の紛争や親族自身の高齢化等に伴い、今後は第三者の後見人が選任されるケースが増えてくることが見込まれることから、親族以外の第三者後見人、特に専門職である弁護士や司法書士等以外の後見人の担い手を養成することが重要である。ボランティア精神と社会貢献に意欲のある一般の方に、講習等によって後見活動に必要な知識や能力を身に付けてもらうなど、養成を支援する体制作りの整備を図るべきである。そして、そういった育成支援や組織体制の整備が、成年後見制度の普及にもつながるのではないかと考える。
- 裁判所では、一般市民を募って講習会を行っているのか。
- 裁判所主催の講習会は行っていないが、各市等が主催して行っている市民後見人養成のための研修（市民後見人養成基礎講座）に職員を講師として派遣している。
- 成年後見人の不正事案が社会問題となっている中、後見人になろうと考えている親族は、責任の重さを非常に強く感じていると思われる。裁判所は、適正な後見事務が行われるよう、また、実効性のある後見監督を行うために、運用上の工夫をする必要があるのではないか。
- 申立てを考えている方には、申立前に、最高裁作成のDVD「成年後見～利用のしかたと後見人の仕事～」を御覧いただき、その後、職員が質問等に答えるなどして、理解を深めてもらっている。

- 家庭裁判所が後見人を選任するに当たっては、申立ての際に候補者として挙げられる本人の親族を選任する方法と、弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職を選任する方法とがある。具体的には、示談交渉や損害賠償請求訴訟が予定されている事案、財産の種類が多く額も大きいため財産管理が難しい事案、親族間に本人の財産管理をめぐる紛争が生じている事案等については、専門職後見人を選任することがある。また、親族を後見人として選任する場合でも、後見監督人として専門職を選任することもある。裁判所は、事案に応じた適切な後見人を選任するようにしている。
- 親族後見人には、後見事務を適正に行ってもらうために、後見開始の審判書とともに、「成年後見人Q&A」という冊子を送付して、後見事務を行う上での留意点について理解を深めてもらうようにしている。また、裁判所では、後見人が適正に後見事務を行っているかを確認するため、事案に応じて報告期限を設定し、後見人から後見事務報告書を提出してもらっている。
- 親族後見人は重い責任を課せられ、不安を抱きながら事務を行っている者も少なくないと思われる。裁判所は、どのような行為が不正にあたるのかを具体的に示すなどして、後見人の不安ができるだけ解消されるようにしていくべきではないか。
- 家庭裁判所は、後見人が不適切な事務を行わないように、後見事務の一般的な内容について説明を行っているが、後見等の事務遂行上判断に迷うことがあった場合は、後見人自身が抱え込まず、事前に家庭裁判所に相談してもらうようにしている。
- 裁判所は、後見人の財産管理事務について、負担軽減を考えるべきではないか。
- 本人の財産の適正な管理・利用のための方法の一つとして、平成24年2月から後見制度支援信託が導入されている。この制度は、本人の財産のうち、日常的な支払をするのに必要な金銭を預貯金等として親族後見人が管理し、それ

以外の通常使用しない金銭を信託銀行に信託した上、信託財産の払戻しや信託契約を解約するなどの場合には、あらかじめ家庭裁判所が発行する指示書を必要とする仕組みである。後見制度支援信託の利用により、日常的に管理しなければならない財産が限定され、財産管理事務の負担が軽減されることになる。

- 親族一人で後見事務を行うことは負担が大きいこともあると思われる。裁判所は、事案によっては複数の後見人を選任したりするなどし、円滑な後見事務が行えるように配慮すべきではないか。
- 本人の心身や財産等の状況に照らして、複数の後見人を選任した方がよいと考えられる場合には、複数の後見人を選任することが認められている。複数の親族を後見人を選任する場合や、親族後見人と専門職後見人を選任し、親族後見人に身上監護に関する事務を、専門職後見人に財産管理に関する事務をそれぞれ分担してもらうこともある。また、専門職がまず受任し、訴訟や遺産分割などの法的に複雑な事務が終了し、後見業務が安定した時点で、親族などに業務を引き継いでいく「リレー方式」も行われている。
- 市民後見人養成講座を修了し、後見人候補者として市民後見人バンクへ登録されても、単独で後見人としてなかなか選任されていない実情がある。このような状態が続くと、市民後見人のモチベーションの低下にもつながりかねない。
裁判所は、市民後見人との交流の機会を設けるなどして、市民後見人を知ることから始めるべきではないか。
- 一昨年、当庁で開催された家事関係機関との連絡協議会において、関係機関の担当者から市民後見人の養成事業や活動状況について実情を伺っている。市民後見人に関する意見は承ることとしたい。
- 成年後見制度は外国人も利用することができるのか。
- 外国人の方であっても成年被後見人となるべき者が日本に住所若しくは居所を有するときは、後見制度を利用することができる。
- 富山県内には約1万3000人の外国人が居住しており、その50パーセン

ト弱が中国国籍の方である。外国人の中には日常会話程度はできるが、日本語が読めない方や書けない方も多く、裁判所の窓口で、日本語で書かれているパンフレットを渡され、日本人と同じような説明を受けても、制度の内容を理解することは困難であると思われる。裁判所は外国人に対し、言語面での配慮が必要ではないか。

- 現状としては、富山県内において、成年被後見人が外国人である事例はないと思われるが、今後、外国人の制度利用に備えて、多言語による制度説明文や申立書の整備など、外国人利用者への必要な配慮について検討していきたいと考えている。